

( 除 名 )

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

( 抛出金品の不返還 )

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第 4 章 役員及び職員

( 種別及び定数 )

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
  - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

( 役員 の 選 任 )

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

( 職 務 )

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

( 役員 の 任 期 )

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 欠 員 の 補 充 )

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

( 解 任 )

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 身体の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

( 報 酬 等 )

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に決める。

( 職 員 )

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総 会

( 種 別 )

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

( 構 成 )

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

( 権 能 )

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条に

- において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
  - (10) その他運営に関する重要事項

( 開 催 )

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一の該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

( 招 集 )

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

( 議 長 )

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

( 定 足 数 )

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

( 議 決 )

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 表 決 権 等 )

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

( 議 事 録 )

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理 事 会

( 構 成 )

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

( 権 能 )

- 第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 開 催 )

- 第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

( 招 集 )

- 第34条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

( 議 長 )

- 第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

( 議 決 )

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

( 表 決 権 等 )

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

( 議 事 録 )

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資 産 及 び 会 計

( 資 産 の 構 成 )

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

( 資 産 の 区 分 )

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

( 資 産 の 管 理 )

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 会 計 の 原 則 )

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

( 会 計 の 区 分 )

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（臨時の措置）

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解 散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

( 残余財産の帰属 )

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、岡山県に譲渡するものとする。

( 合 併 )

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公 告 の 方 法

( 公 告 の 方 法 )

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第 1 0 章 雑 則

( 細 則 )

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	永野 資幸
副理事長	松田 久
副理事長	山根 勇
副理事長	三浦 孝仁
監 事	山下 立次
理 事	柏本 行則
理 事	西 康 宏

理	事	西川	良和
理	事	服部	恭一郎
理	事	森下	泰之
理	事	永野	聡規

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げ額とする。

(1) 正会員	(個人及び団体)	1口	金 3,000円
(2) 準会員	(個人及び団体)	1口	金 1,000円
(3) 賛助会員	(個人及び団体)	1口	金10,000円

上記は特定非営利活動法人岡山県障害者スポーツネットワークの定款に相違ありません。

平成16年9月3日

理 事 永 野 資 幸

## 車椅子バスケットボール選手の特徴と心理的競技能力

22415154 松井 久美子

### I. 目的

1998年の長野冬季オリンピック以降、障害者スポーツに関する関心は、マスコミ報道の力を借りて高くなってきている。特に、2000年のシドニーパラリンピックでは、時差1時間半であるため、ゴールデンタイムで多くの放送がされた。また、2001年にはこれまで別々に行われていた全国身体障害者スポーツ大会と全国知的障害者スポーツ大会とが統合され、記念すべき第一回障害者スポーツ大会が宮城県で開催された。そして、2004年はパラリンピックがオリンピック発祥の地アテネで開催された。パラリンピックに象徴されるように近年のわが国における障害者スポーツの発展は競技志向と関連して発展している。これらのマスコミ報道は、障害者スポーツに関する認知度を高めるとともに、ネガティブな障害者のイメージの克服や正しい障害者理解への啓蒙活動の一役を担うこととなった。

障害者スポーツの動向を見ると、国際的に競技志向である。しかしながら、これまで、障害者スポーツ選手を対象とした心理的競技能力診断に関する報告は少なく、最近内田ら<sup>1)</sup>が行った報告でも対象者が27名にすぎない。また、スポーツ種目を混在するとそれぞれの種目にはそれぞれの種目特性があるため、競技水準による比較が困難である。そのためには、種目を絞り調査する必要がある。

そこで、本研究では、車椅子バスケットボール実施者の競技水準と心理状態の関連について調査し、競技力向上の手がかりをつかむこととした。

### II. 方法

国内で行われた試合会場や各スポーツチームへ直接出向き、車椅子バスケットボール連盟の登録選手315名に調査票への回答を依頼し、直接聞き取り調査とアンケート依頼を行い、同時に郵送法によっても回収した。郵送法の場合は、チームの代表者に調査票の主旨を十分理解してもらい、代表者からチーム内の選手に説明をするよう、協力をはかった。その結果、241名から回答を得られ、回収率は76.5%であった。そのうち、健常者車椅子バスケットボール選手や記入不備等を除いた、日本車椅子バスケットボール連盟所属35チーム187名（男子148名、女子39名）とした。また、海外のチームに関しては、平成15年11月に開催された北九州チャンピオンズカップ、平成16年2月に開催された大阪カップにおいてオーストラリア、韓国、イタリアチームに直接アンケート依頼をし、同意を得たものの、未だ回収中のものもあるので現時点で回収済みの韓国チーム（韓国車椅子バスケットボール連盟所属6チーム男子選手31名）を加えた、計218名を分析対象とした。

#### 1. 調査項目

基礎調査項目として、氏名、性別、年齢、身長、体重、障害名、障害部位、障害年齢、所属チーム名、競技歴、競技レベル・記録（大会記録や個人タイトル）、スポーツ競技を行う上でのサポート、スポーツを行う理由、始めた動機、チーム名、ポジション、持ち点といった基礎項目を設

平成16年度修士論文発表会 平成17年2月12日

けた。また、チームについて、目標などを自由記述を含めた内容も調査し、参考にした。

そして、選手の心理状態を調べるために Profile of Mood States : POMS 及び心理的競技能力診断検査 (DIPCA; 3) を行った。

## 2. POMS (Profile of Mood States)

McNair ら<sup>2) 3)</sup> によって開発された質問紙法を用いた。この質問紙は気分に関する 100 の形容詞を繰り返しのある因子分析法によって検討し、6つの尺度 (緊張、抑うつ、怒り、活動性、疲労、情緒混乱) の下位項目である 65 の形容詞から構成されている。

## 3. 心理的競技能力診断検査 (DIPCA ; 3)

(株) トーヨーフィジカル発行の心理的競技能力診断検査用紙を用いた<sup>4) 5) 6)</sup>。質問内容は 1. 競技意欲を高める能力 (競技意欲) 忍耐力、闘争心、自己実現、勝利意欲、2. 精神を安定・集中させる能力 (精神の安定・集中) 自己コントロール、リラックス、集中力、3. 自信を高める能力 (自信) 自信、決断力、4. 作戦を高める能力 (作戦能力) 予測力、判断力、4. 協調性の能力 (協調性) 協調性、5. Lie Scale (嘘尺度) である。

## 4. 統計処理

統計で使用したソフトは SPSS 12.0J for Windows であり、項目間の比較に相関行列、2グループの比較に t 検定を、3グループ間の比較に一元配置分散分析を行った後、有意差が認められた項目に関しては多重比較検定、最小有意差 (LSD法) を用いた。

## 5. 倫理的配慮

対象者が障害者であるため、以下の点についてインフォームドコンセント (同意書) を得た。

### 1) プライバシーに対する配慮

調査における匿名、写真撮影、ビデオ撮影の許可、また不必要な質問を行わない等、プライバシーに関する基本的な事は特に留意した。

### 2) 調査目的・内容の明確化

調査においては、調査目的を明確化し誤解の内容にする。また、調査目的に賛同できないものに対しては、無理に調査を行わない。

### 3) 障害の程度、種類に応じた調査

障害の程度、種類によってそれ相応の対応をし、障害を十分理解した上での言葉遣いや態度などを含め、調査にあたる際に配慮した。

## III. 結果および考察

### 1. 競技水準のグループ分け

男子車椅子バスケットボール 33 チーム、148 名を競技水準別に 3 グループのグループ分けを行い、表 1 に示した。それぞれ、日本男子代表選手 (以下グループ 1) 6 チーム 11 名、トップレベルチームに所属の選手 (以下グループ 2) 6 チーム 28 名、その他の選手 (以下グループ 3) 21 チーム 109 名とした。グループ分けの基準は、本人の自己申告と客観的な成績の 2 点

により行った。客観的な成績として、車椅子バスケットボールの全国規模で行われる大会を基準とした。全国規模の大会で上位入賞するチームはある程度決まっており、国内でトップレベルの競技力を持つチームとしないチームとでは競技力の差があることも考慮し、3グループに決定した。

## 2. 日本人男子選手

表2には日本男子選手の競技水準別における各項目の平均値と標準偏差を示した。年齢においては、グループ1が低く競技水準が低くなるに従い年齢が高くなる傾向にあった。また、統計処理を行った結果、グループ2とグループ3との間に有意な差がみられた。身長及び体重はグループ1が高い傾向にあった。そして、グループ1とグループ3の間に有意な差がみられた。体重はグループ1が高い傾向にあり、グループ1とグループ2、グループ1とグループ3においてそれぞれ有意な差がみられた。障害年齢ではグループ1が短く、次いでグループ2という順になった。これはグループ1が4～5年短いという結果であった。競技水準が上がるにしたがって障害年齢の期間が短いことがわかる。競技歴では、どのグループもさほど差はみられなかった。

## 3. 女子代表選手

表3には男子代表選手と女子代表選手の各項目の平均値と標準偏差を示した。女子39名のうち日本女子代表選手は9名であった。女子代表選手と男子代表選手との統計処理を行ったところ、身長、体重、障害年齢について有意差がみられた。特徴的なことは、年齢は変わらないが、障害年齢では、男子代表よりも8年程度長いという結果であった。

## 4. 韓国チーム

表4には日本代表選手と韓国代表選手の各項目の平均値と標準偏差を示した。韓国代表選手は、韓国人選手32名のうち16名であった。統計処理の結果、日本男子代表選手の平均年齢が若干低く、身長、体重ともに韓国代表選手を上回る値を示した。障害年齢は日本人の方が短いにもかかわらず競技歴では日本人の方が上回る値を示す結果となった。つまり、日本男子代表選手は韓国代表選手に比べ、障害を受けてから車椅子バスケットボールを始めた時期が早いといえる。

## 5. アンケート内容

1) スポーツ競技を行う上でのサポートの要望に関しては図1に示す通りであった。また、統計処理の結果、「栄養・食生活に関するサポート」の結果と競技水準 ( $r = .153$ ,  $p < .05$ ) においてのみ、有意な相関関係がみられた。

これは、競技水準の高い選手は食生活にも関心がみられる傾向が示唆される。高橋ら<sup>7)</sup>は障害者スポーツ選手の食生活は、スポーツ選手としてはエネルギーやミネラル、ビタミンの不足が指摘され、スポーツ選手としての栄養サポートの必要性が認められ、また、サプリメントに対する意識は低く、正しいサプリメントの知識や情報を整理し、指導する必要があると述べている。今回得られた「栄養・食生活に関するサポート」の結果を全体的にみても、「とても必要」または「必要」と感じている選手が7割程度であり、技術やコンディショニングなどに比べ低い、という結果からも競技水準の高い選手たちはそれを把握し、向上させようという意識が高い傾向に

あると考えられる。

2) スポーツを行う理由に関しては図2に示す通りであった。競技自体が面白い、勝ちたい、楽しみのため、など積極的な動機で行っている割合が多く見られた。これらの項目は、因子分析の結果「競技志向」としてまとめることができる。これは、障害者特有の障害受容も深く関係していると考えられる。障害受容(心理的に統合)が果たされると見違えるような意欲が現れる<sup>8)</sup>。つまり、その意欲が競技意欲につながり、障害受容が果たされた選手は必然的に競技意欲がわくのはうなづける。

また、それぞれの項目に関して因子分析を適用した結果、各項目は、「競技志向」「健康志向」「きっかけづくり」の3因子が抽出された。3因子と競技水準との相関行列の結果、「競技志向」と競技水準( $r = .280$ ,  $p < .01$ )において、有意な相関関係がみられ、競技水準の高いほど競技志向が強いことが示された。

## 6. POMS

### 1) 競技水準による比較

図3は、POMS尺度を競技水準別に示したものである。山本<sup>9)</sup>によると、「活動性」が高く、他の4因子が低い値を示すものはメンタルヘルスが良好と判断される典型的な氷山型のプロフィールであると述べている。グループ1は、「活動性」の値が高く、「緊張」、「抑うつ」、「怒り」、「情緒混乱」に関しては他の2グループよりも大きく低値を示しており、「活動性」に関しては一番高く、山本らのいう<sup>9)</sup>好ましい心理状態を示す氷山型を描いた結果となった。統計処理の結果、「活動性」においてグループ2とグループ3の間に有意差( $p < .05$ )がみられ、「情緒混乱」においてはグループ1とグループ2の間に有意差がみられた。

また、「疲労」に関してはグループ1はやや高い値を示し、どの項目も有意な差異がみられたわけではないが、傾向として競技水準が高い方がメンタルヘルスが良好であると読み取れる。

### 2) 性別による比較

次に、男女の日本代表選手(男 $n = 11$ 、女 $n = 9$ )について比較したものを図4に示した。低値が好ましいとされる「緊張」、「抑うつ」、「怒り」、「情緒混乱」の4項目においては男子代表選手の方が低値を示し、高値が好ましいとされる活動性においては男子代表選手の方が高値を示す結果となった。総じて、男子代表選手が好ましい心理状態であったといえる。

### 3) 日本代表選手と韓国代表選手の比較

図5は、日本代表選手( $n = 11$ )と韓国代表選手( $n = 16$ )について比較したものである。日本代表選手が理想的な氷山型を描き、全体的に日本代表選手の方が理想的な心理状態であった。特に、「抑うつ」「怒り」の項目では大きな値の差異がみられた。統計処理の結果、日本代表選手が韓国代表選手より「怒り」に関して有意に低値であった。

## 7. DIPCA

### 1) 競技水準による比較

図6はDIPCA得点(%)を競技水準別に示したものである。5因子ともにグループ1が他の2グループを大きく上回る結果となった。また、統計処理の結果、5項目すべてにおいて有意な差異がみられた。すなわち、競技水準が上がるにつれて心理的競技能力も高くなり、先行研究<sup>10)</sup> <sup>11) 12)</sup>を指示する結果となった。

### 2) 性別による比較

図7に日本男子代表選手と女子代表選手との比較を示した。どの項目においても男子代表選手が女子代表選手を上回る結果となった。性別の比較5因子別のそれぞれの項目において比較した結果「競技意欲」と「自信」に関して $p < .05$ において有意差がみられるという結果になった。これは徳永ら<sup>13)</sup>の報告の、性差によって競技意欲、自信、作戦能力において有意な差がみられた、ということのうちの競技意欲、自信の因子において支持する結果となった。

ここで、日本男子代表選手と女子代表選手のそれぞれの国際競技レベルを比較したところ、日本女子代表選手の方が国際試合等での成績は高いといえる。2000年のシドニーパラリンピックでは堂々たる銅メダルを獲得するレベルであり、日本男子代表選手はメダルに未だ届かない。このことは、「競技水準とDIPCAは比例する」という結果とは矛盾したことになる。

すなわち、男女比較は、競技レベル以上に体格・体力差等の因子が関与していると考えられるため、今回の男女比較の結果からだけではどのような競技水準においての性差が大きく関わっているのかを断定するのは難しい。

### 3) 国別による比較

図8には日本男子代表選手と韓国代表選手との比較を示した。どの項目に関しても日本代表選手が韓国代表選手の値を有意( $p < .05$ )に上回っていることがわかる。値の差が大きかった項目は協調性であり、日本チームの特徴は協調性が高いということである。それに反し、韓国代表選手は協調性が低いという結果であった。朱ら<sup>14)</sup>のいう、DIPCAからみると国別で有意な差がみられるという報告を指示する結果となった。国の違いによって心理的競技能力が違ってくるという点、また、国の文化や習慣などの環境の全く異なるところでトレーニングを積んでいるので環境の違いがこのような結果に結びついたと考えられる。そして、国際競技レベルに関しても、日本代表選手の競技レベルが高い。したがって、競技水準を考慮した上でも、国が違っていても競技水準が高いチームの方が心理的競技能力は高い傾向にあることが示唆される。

## IV. まとめ

1. 競技水準が高くなるにつれ、体格が顕著に大きくなり、年齢が低く、障害年齢は短くなるが競技歴には差がみられなかった。
2. 日本男子代表選手と日本女子代表選手とでは女子代表選手が競技を始める時期が約8年ほど遅い結果であった。
3. 日本男子代表選手と韓国代表選手では体格においては日本代表選手の方が若干大きい傾向にあった。また、日本男子代表選手は韓国代表選手に比べ、障害を受けてから競技を始めた時

期が早いといえる。

4. スポーツを行う理由を「競技志向」「健康志向」「きっかけづくり」と3因子に分類すると「競技志向」と競技水準に有意な相関がみられた。
5. 「栄養・食生活に関するサポート」と競技水準とについて有意な相関がみられた。
6. 1) POMSと競技水準の関係から、競技水準が高くなるにつれてメンタルヘルスの状態が良好になる傾向があった。  
2) 男子代表選手と女子代表選手とを比較すると男子代表選手の方が好ましい心理状態であった。  
3) 日本代表選手と韓国代表選手とを比較すると全体的に日本代表選手の方が理想的な心理状態であり、「怒り」に関しては有意に差異がみられた。
7. 1) DIPCAと競技水準の関係から、障害者に関しても、健常者と同じく、心理的競技能力と競技水準は関連していた。  
2) 男子代表選手と女子代表選手とを比較すると「競技意欲」「自信」に関して有意に男子代表選手が高値を示し、性差によって心理的競技能力が変わることが示唆された。  
3) 日本代表選手と韓国代表選手とを比較するとすべての項目において日本代表選手が有意に高値を示し、中でも有意差が大きかった項目は「協調性」( $p < .001$ )であった。

#### 主要引用・参考文献

- 1) 内田若希、橋本公雄、竹中晃二、荒井弘和、岡浩一朗 (2003) 男子車いすスポーツ競技選手の心理的競技能力に関わる要因、障害者スポーツ科学、1 (1): 49-56
- 2) McNair, D.M., Lorr, M. and Droppleman, L.F. (1971) profile of mood states manual, San Diego (CA): Educational and Industrial Testing Service.
- 3) 日本体育協会 (1997) A 級教師教本-文部大臣認定「社会体育指導者の知識・技能審査事業」(商業スポーツ施設における指導者・上級) 共通科目教本
- 4) 徳永幹雄 (2000) 心理的競技能力診断検査 (DIPCA.3, 中学生~成人用) 株式会社トーヨーフィジカル
- 5) 徳永幹雄 (1995) 心理的競技能力診断検査 Diagnostic Inventory of Psychological -Competitive Ability for Athletes, (DIPCA:2) (中学生~成人用) -手引き-, トーヨーフィジカル
- 6) 徳永幹雄 (1996) ベストプレイへのメンタルトレーニング、大修館書店
- 7) 高橋香代、三浦孝仁、三原幸、石山泰三、犬飼義秀、國橋由美子、西河英隆、森下明恵 (2003) 情報バリアフリーと医科学支援インクルージョン-障害者スポーツ選手の食事・サプリメント摂取状況に関する研究-、厚生労働科学研究費補助金(障害保健福祉総合) 研究事業(分担) 研究報告書、25-33
- 8) 柴崎啓一 (2002) 脊損者の障害受容とインフォームド・コンセント、日本パラプレジア医学界雑誌 15 (1)、38-39
- 9) 山本勝昭 (1997) 3. 競技スポーツのマネジメント、A 級教師教本、財団法人 日本体育協会 122-127
- 10) 後藤清志、梶谷信之、清水正典、張楠 (1994) 競技選手の心理構造Ⅲ-日本、中国、韓国3ヵ国体操競技選手の国際比較-、岡山県立大学短期大学部研究紀要 第1号、80-97
- 11) 徳永幹雄、吉田英治、重松武司、東健二、稲富勉、斉藤孝 (2000) スポーツ選手の心理的競技能力にみられる性差、競技レベル差、種目差、健康科学、第22巻、109-120
- 12) 徳永幹雄、細川伸二、西田孝宏、高橋幸治、小野沢弘史、村松成司 (1995) 全日本柔道連盟強化選手の心理的競技能力に関する研究、柔道科学研究、第3号、9-21
- 13) 徳永幹雄、吉田英治、重松武司、東健二、稲富勉、斉藤孝 (2000) スポーツ選手の心理的競技能力にみられる性差、競技レベル差、種目差、健康科学、第22巻、109-120
- 14) 朱健民、張景陞、周家驥、徳永幹雄、橋本公雄、高柳茂美 (1990) スポーツ選手の心理的特性に関する国際比較、健康科学、第12巻、191-198
- 15) PATRICIA PAULSEN, RON FRENCH, AND CLAUDINE SHERRILL (1991) COMPARISON OF MOOD STATES OF COLLEGE ABLE-BODIED AND WHEELCHAIR BASKETBALL PLAYERS, Perceptual and Motor Skills, 73, 396-398
- 16) PATRICIA PAULSEN, RON FRENCH, AND CLAUDINE SHERRILL (1990) COMPARISON OF WHELLCHAIR ATHLETES AND NONATHLETES ON SELECTED MOOD STATES, Perceptual and Motor Skills, 71, 1160-1162

表 1、競技水準別グループ分け

グループ1	チーム名	宮城 MAX、ワールド B.B.C、千葉ホークス、No Excuse、森本文化風呂商会、明和 BBC
	競技水準	男子日本代表選手(平成15年11月北九州チャンピオンズカップ～平成16年9月アテネパラリンピック)
グループ2	チーム名	宮城 MAX、千葉ホークス、No Excuse、森本文化風呂商会、明和 BBC、長野 WBC
	競技水準	代表選手を除く、過去2年で内閣総理大臣杯争奪日本車椅子バスケットボール選手権大会およびのじぎく杯争奪車椅子バスケットボール全国大会においてベスト4を収めたチームに所属する選手(平成15年5月～平成16年8月)
グループ3	チーム名	札幌ノースウィンド、旭川リバーズ、北海道作業所 WBC、はがくれデンジャーズ、リスキー熊本、足立スティラーズ、太陽の家スパーズ、大分 WBC、長崎サンライズ、富山県 WBC、東京スポーツ愛好クラブ、パラ神奈川 SC、三重チャリオッツ、姫路ポテト BBC、神戸ビクトリー、岡山 WBC ウインディア、山口オーシャンズ、島根イーグルス、鳥取アローズ、広島 JAKE CLUB、呉リパティ
	競技水準	グループ1、2を除く選手

表 2、日本男子選手の競技水準別における平均値と標準偏差

	年齢(歳)*	身長(cm)**	体重(kg)**	障害年齢(年)	競技歴(年)
グループ1(n=11)	28.8±4.2	176.0±5.3	70.9±13.2	11.6±3.7	9.7±4.4
グループ2(n=28)	30.3±9.4	169.7±13.1	60.5±8.9	15.4±8.5	9.1±8.5
グループ3(n=109)	33.6±9.9	170.1±7.6	62.7±10.7	16.9±11.4	10.2±8.2
全体(n=148)	32.6±9.6	170.4±8.8	62.9±10.8	16.3±10.6	10.0±8.0

\*\* p < .01, \* p < .05

表 3、男子代表選手と女子代表選手の平均値と標準偏差

	年齢(歳)	身長(cm)**	体重(kg)**	障害年齢(年)*	競技歴(年)
男子代表選手(n=11)	28.8±4.2	176.0±5.3	70.9±13.2	11.6±3.7	9.7±4.4
女子代表選手(n=9)	28.9±4.5	154.3±8.1	50.3±7.8	19.2±9.2	8.7±3.9

\*\* p < .01, \* p < .05

表 4、日本代表選手と韓国代表選手の平均値と標準偏差

	年齢(歳)	身長(cm)	体重(kg)	障害年齢(年)	競技歴(年)
日本男子代表選手(n=11)	28.8±4.2	176.0±5.3	70.9±13.2	11.6±3.7	9.7±4.4
韓国代表選手(n=16)	29.0±4.2	173.1±7.1	68.3±16.1	12.2±10.9	7.6±7.2

図1、スポーツ競技を行う上でのサポートの要望

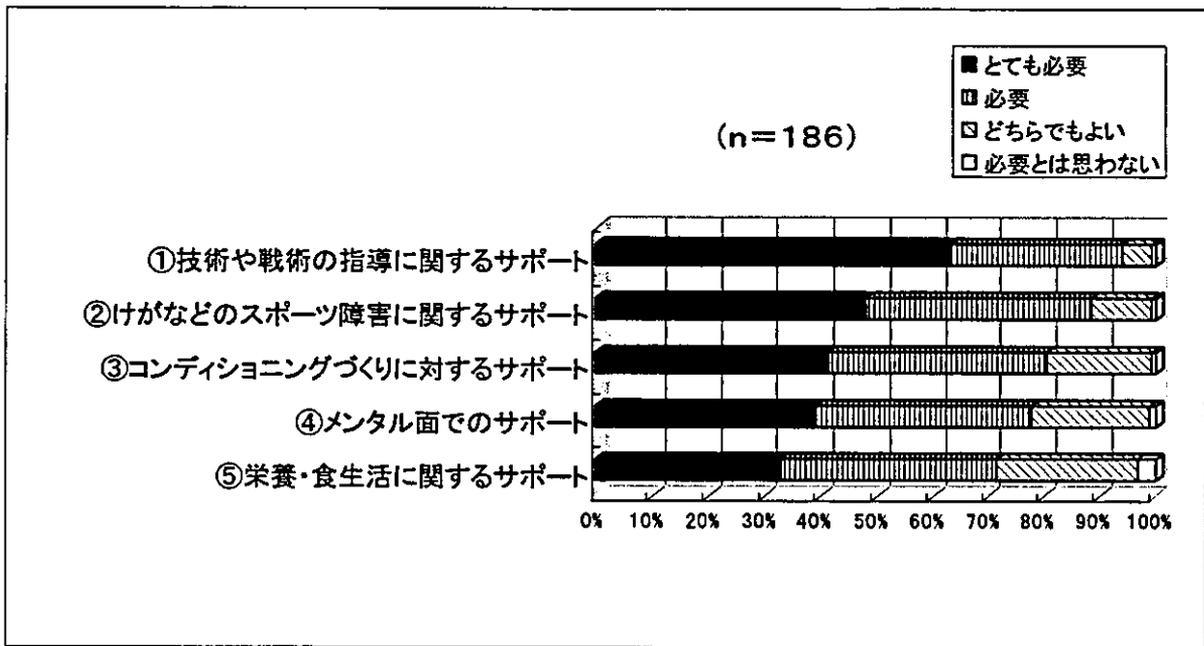
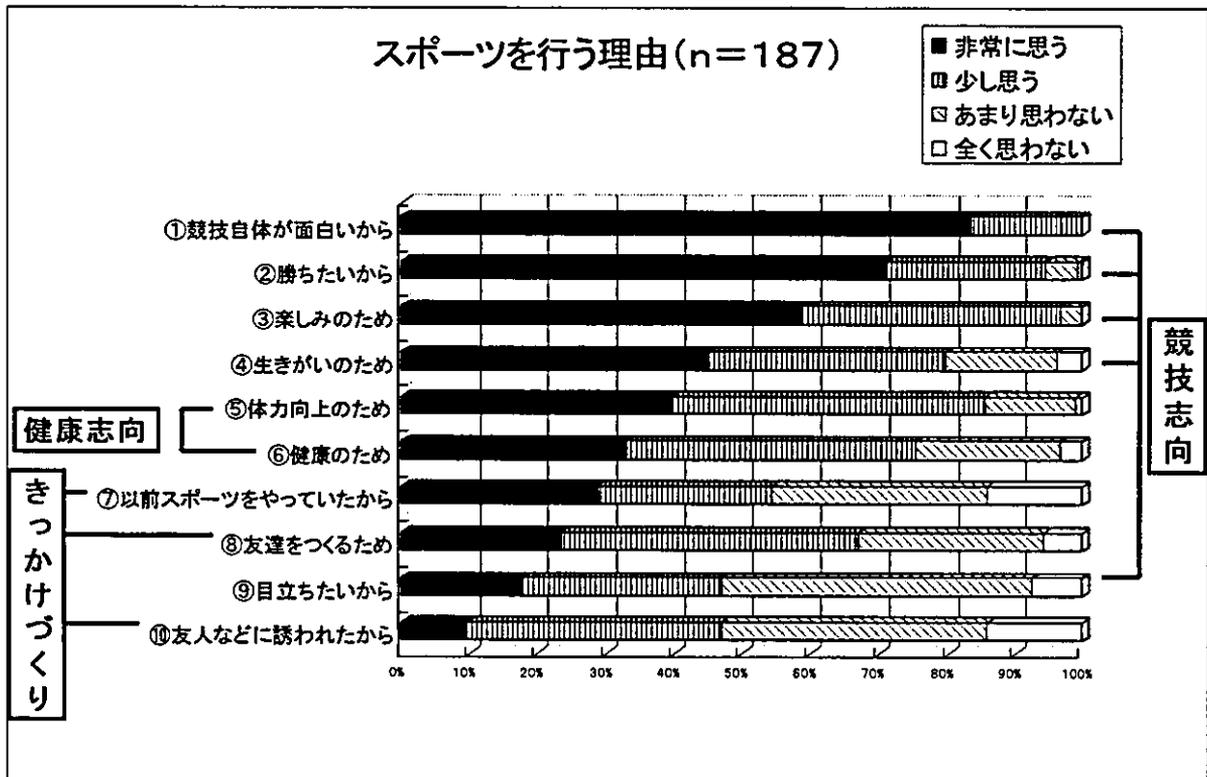


図2、スポーツを行う理由



\*ただし、②勝ちたいから、では1名、⑦以前スポーツをやっていたから、では3名が無記入であったのでその2項目は欠損値以外のものを100%とし、パーセンテージ (%) を表した。

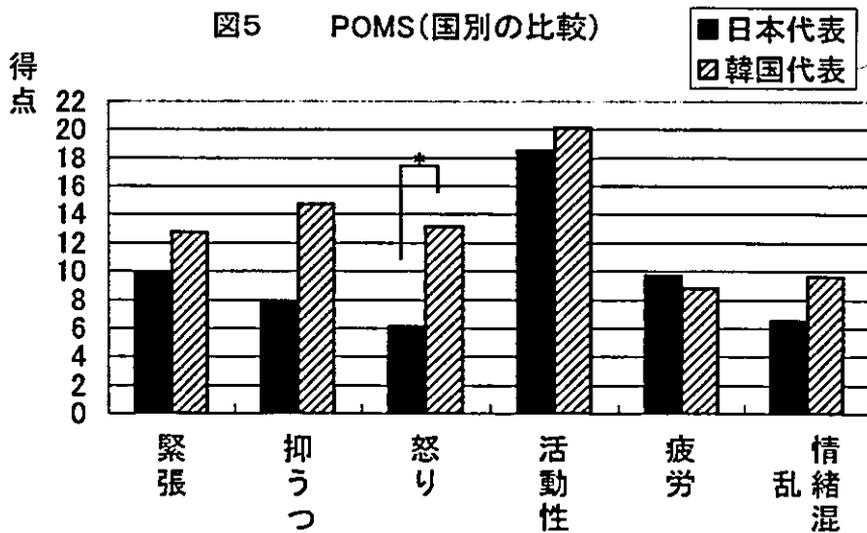
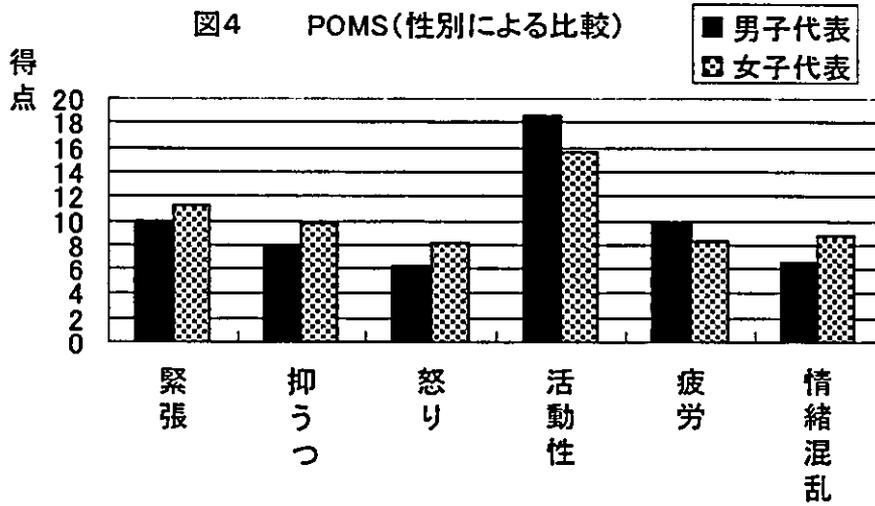
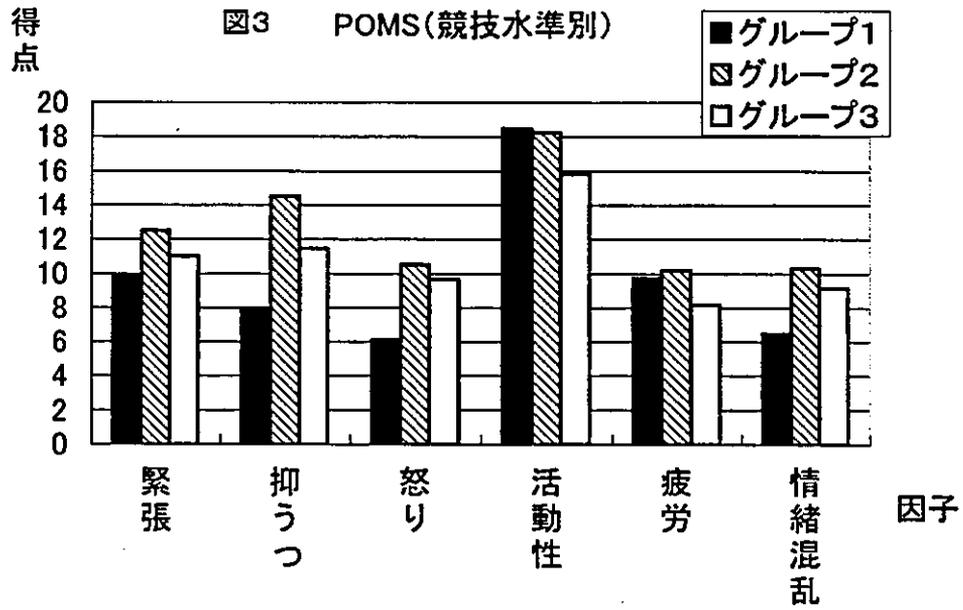


図6 DIPCA因子別結果(競技水準別)

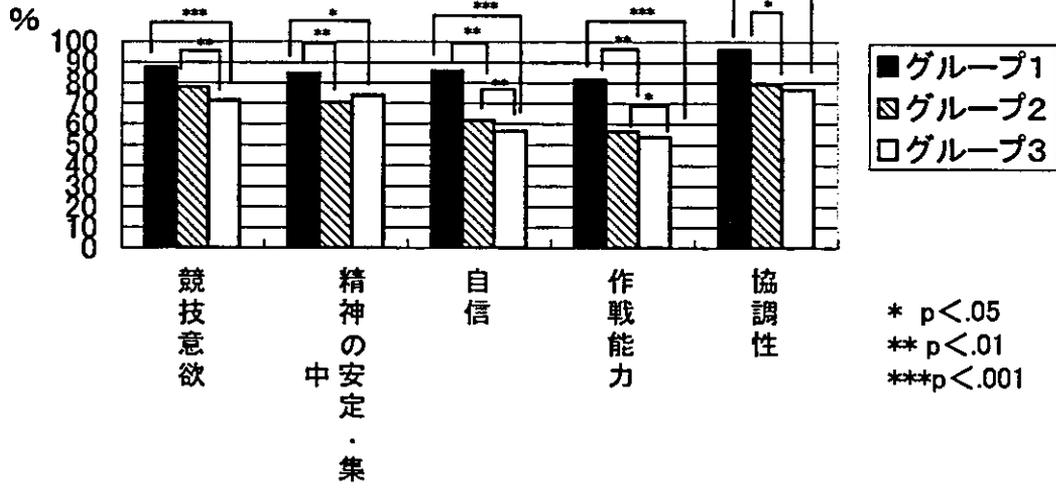


図7 DIPCA因子別結果(男女)

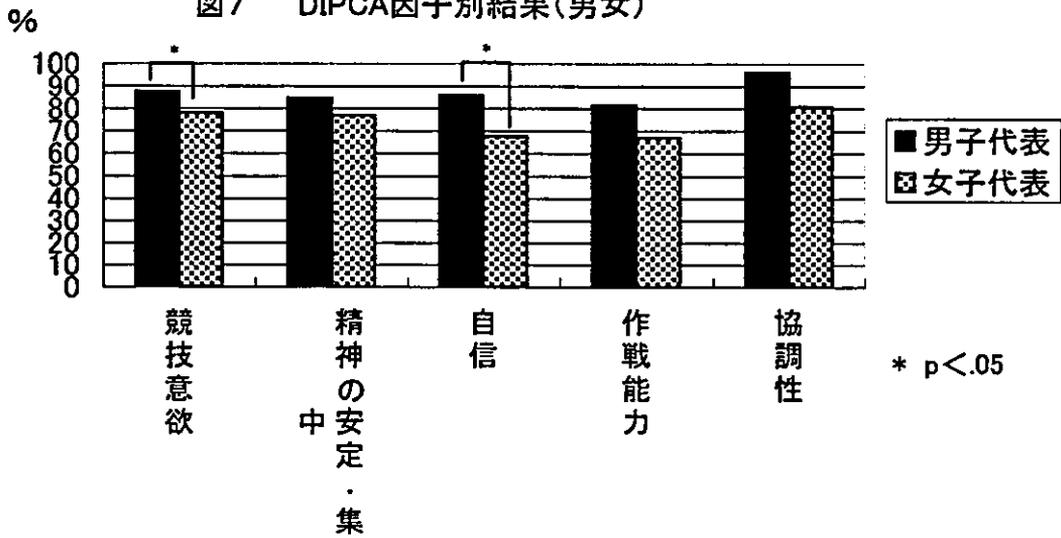
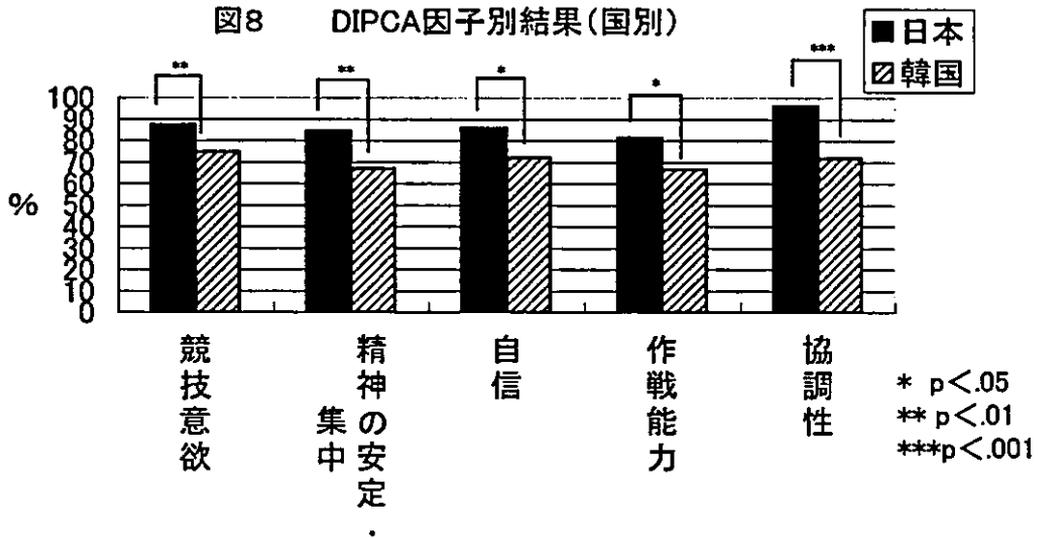


図8 DIPCA因子別結果(国別)



## 車椅子バスケットボール選手の食生活に関する意識調査

○松井久美子、石山泰三、三浦孝仁

(岡山大学大学院、岡山大学生涯スポーツ、岡山大学)

キーワード：車椅子バスケットボール、食事、サプリメント

### 1. 目的

スポーツ選手において、「運動・食事・休養」の3つのバランスがうまく保たれていることはとても重要である。中でも食事については最近、栄養やスポーツ食に対する関心が急速に高まり、スポーツ選手にとって食事・食生活の重要性が言われてきている。

また近年、パラリンピックや全国障害者スポーツ大会を始めとして、障害者のスポーツに対する意識が高まってきている<sup>1)</sup>。岡山県でも岡山国体の後に行われる全国障害者スポーツ大会を目指し、障害者スポーツ選手に対する医・科学サポート事業を展開している。しかし、医・科学サポートや栄養指導を受けた日本代表選手でさえ、食事に対して関心はあるものの実際には実行できなかったり、毎日実践できたものではないという報告もある<sup>2)</sup>。学生のスポーツ選手においても、生活や施設、金銭面のことを考えると適当な食生活を送ることはできているとは言いがたい。また、岡山県内の障害者スポーツ選手の食生活に関する意識が高いとはいえない報告もみられる<sup>3)</sup>。実際に全国の障害者スポーツ選手はどのくらいの意識を持ち、どの程度の知識を持っているのだろうか。

障害者スポーツは今や競技志向である。したがって、競技水準によっては食生活に関する意識は健常者と同じではないだろうか。また、サプリメントに関しては、健常者でさえ正しい使い方をしていないと限らない。ともなると、サポートがまだ十分に行き届かない障害者スポーツ選手に関しては競技力に関する影響は少ないのではないだろうか。

そこで、本研究では障害者スポーツの中でも最も人気の高く、競技人口の多い競技のうちの一つである車椅子バスケットボール選手を対象に栄養摂取状況、食生活、サプリメントに関する調査を行い、身体障害者スポーツ選手の食生活、サプリメントのあり方について上記のことを検討したので報告する。

### 2. 方法

#### 1) 調査対象

国内の車椅子バスケットボール連盟の登録選手315名にアンケートを行い、241名から回答を得られた。回収率は76.5%であった。そのうち、健常者車椅子バスケットボール選手や記入不備等を除いた、日本車椅子バスケットボール連盟所属35チーム187名(男子148名、女子39名)を分析対象とした。

今回の分析対象である日本車椅子バスケットボール選手187名は、現在の日本車椅子バスケットボール連盟登録人数(国内91チーム、857名)のうちの21.8%にあたる。

#### 2) 競技水準別グループ分け

男子車椅子バスケットボール選手33チーム、148名を競技水準別に3グループのグループ分けを行った。それぞれ、日本男子代表選手(以下グループ1)6チーム11名、トップレベルチームに所属の選手(以下グループ2)6チーム28名、その他の選手(以下グループ3)21チーム109名とした。グループ分けの基準は、本人の自己申告と客観的な成績の2点により行った。客観的な成績として、車椅子バスケットボールの全国規模で行われる大会を基準とした。全国規模の大会で上位入賞するチームはある程度決まっており、国内でトップレベルの競技力を持つチームとしないチームとでは競技力の差があることも考慮し、3グループに決定した。

#### 3) 調査項目

食生活の状況などに関する13項目(減量・増量の有無、栄養のバランスを考える、1日3回以上の食事、食事の時間帯、間食夜食の有無、外食の有無、練習の時間帯を考える、練習前の食事時間、練習後の食事時間、エネルギー補給、練習期と試合期の食事、満腹、食生活の評価)と、サプリメントの摂取・利用状況に関する7項目(摂取、情報源、タンパク質・アミノ酸、スポーツドリンク、ビタミン・ミネラル、エネルギー補給、効果)、スポーツ競技を行う上でのサポートの要望について、アンケート調査を行った。

### 3. 結果と考察

調査対象の基礎項目は、表1の通りであった。競技水準が高くなるにつれ、体格が顕著に大きくなり、年齢は競技水準の高い選手は全体の選手の中でも低い傾向にあった。

食生活・サプリメント調査において、どの項目に関しても全体的に食生活・サプリメントに対しての意識が高い結果となった。グループ1に関しては全員、高い意識を持っていることがわかった。また、競技水準が下がるにつれ、その傾向が低くなるが、健常者スポーツ選手と比べて変わらない、もしくは高い傾向がみられた。

特徴的なものとして、グループ1は「1.6、外食をしますか?」において約6割の選手が「ほぼ毎日」と回答している。それに対し、他のグループは「ほぼ毎日」と回答した選手が1割程度であった。これは、車椅子バスケットボールのトップレベルチームは関東、名古屋、神戸と大都会に集中し、チームに所属の選手は一人暮らしが多いためこの

表1

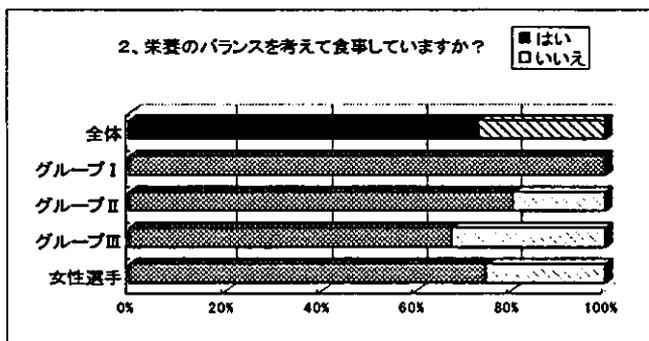
	年齢 (歳)*	身長 (cm)**	体重 (kg)**	障害年齢 (年)	競技歴 (年)
グループ1 (n=11)	28.8 ±4.2	176.0 ±5.3	70.9 ±13.2	11.6 ±3.7	9.7 ±4.4
グループ2 (n=28)	30.3 ±9.4	169.7 ±13.1	60.5 ±8.9	15.4 ±8.5	9.1 ±8.5
グループ3 (n=109)	33.6 ±9.9	170.1 ±7.6	62.7 ±10.7	16.9 ±11.4	10.2 ±8.2
全体(n=148)	32.6 ±9.6	170.4 ±8.8	62.9 ±10.8	16.3 ±10.6	10.0 ±8.0

ような結果になったのだと考えられる。

次に、食事のタイミングについてであるが、練習30分前に食事を取る選手はグループ1では1名もいなかった。また、練習後1時間以内に食事をする選手はグループ1では約8割、全体でも約6割の選手であった。車椅子使用者が多く、移動や準備等の時間を考えてみれば、全体的にも意識が高いことがうかがえる。食事のタイミングにより筋グリコーゲンの回復に差があることやトレーニングで壊れた筋肉組織を作り直すためにも、スポーツ選手の食事は練習・トレーニング終了後、できるだけ速やかにとることがのぞましいことを選手たちは十分理解しているのではないだろうか。

そして、本研究では女性選手を1つのグループとしてまとめ、同様に比較を行った。女性選手についても男子選手に劣らずどの項目に関しても非常に高い意識がうかがえた。このことは男女ともに競技意識も高く、摂取状況も高いということが示唆される。

図1



また、統計処理の結果、「I. 2. 栄養のバランスを考えて食事していますか?」、「II. 2. サプリメントの情報をどこから仕入れますか?」では $p < .01$ で、「II. 3. タンパク質・アミノ酸等の補給を目的としたサプリメントをとっていますか?」、「II. 5. ビタミン・ミネラル等の補給を目的としたサプリメントをとっていますか?」では $p < .05$ で競技水準との有意な相関関係がみられた。この結果から、競技水準の高い選手は外食が多いにもかかわらず食事内容に気を配っていることがわかる(図1)。そして、サプリメントの情報は競技水準の高い選手になるにつれ、「先輩・コ

ーチから」の回答率が高く、逆に低い選手になるにつれ、「雑誌・本などから」という自発的な行動が高くなった。これは、車椅子バスケットボールの指導者等の普及が関係しており、トップレベルチームにはチーム専属の指導者やトレーナーがついており、指導を行っているという理由があげられる。

スポーツ競技を行う上でのサポートの要望についてのうち、「栄養・食生活に関するサポート」に関しては $p < .05$ で競技水準と有意な相関がみられた。サポートの要望の項目のうち栄養・食生活が必要だと感じている選手は全体でも7割程度であった。

このように、車椅子バスケットボールの選手の意識は全体として高い傾向がみられた。また、競技水準別に比較してみると、競技水準が高くなるにつれ、それが顕著にあらわれる結果となった。障害者スポーツは競技スポーツとして発展し、選手自体の意識も高い傾向にあることがわかった。

#### 4. 結論

- 1) 車椅子バスケットボール選手に関して、食生活に関する意識は高く、競技水準が上がるにつれ、その傾向は強い結果となった。
- 2) サプリメントに関しては、トップレベルの選手はチームで常備し、チームのコーチやトレーナーが指導を行っているため、競技水準の高い選手ほどきちんと摂取していた。また、男子日本代表選手に関しては、摂取率100%であった。
- 3) 車椅子バスケットボールのトップレベルの選手は一人暮らしをしている選手が多く、外食率が高い結果となったが、時間帯や、食事内容に関しては非常に気を配っていた。
- 4) 食事・サプリメントについて、男女ともに高い意識を持っており、摂取している結果となった。

以上のことから、今後の課題として、全国どのチームにも正式な指導者やトレーナーをつけ、選手に適切な指導をし、サポートしていきけるようなバックアップをすることが必要であり、ますますの発展が臨まれる。

#### 5. 主要引用・参考文献

- 1) 藤原進一郎、障害者とスポーツ、(財)日本障害者スポーツ協会、2000
- 2) 川野因ら:アジア大会出場選手を対象とした合宿期と日常期の「食」生活一般調査、平成10年度財団法人日本体育協会スポーツ医・科学研究報告書No.Xスポーツ選手に対する最新の栄養・食事ガイドライン策定に関する研究-第2報-、20-54、財団法人日本体育協会、1998
- 3) 石山泰三、身体障害者スポーツ選手における食事・サプリメント摂取状況に関する研究、2004